議案第２６号

守谷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

守谷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成２４年守谷市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第５条第６号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附　則

この条例は，令和６年４月１日から施行する。

令和　６　年　３　月１１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
２６号	1

提案理由（議案第２６号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和５年５月１９日の国会で、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されるため、水道法が一部改正され、令和６年４月１日付けで施行されることから、法改正にあわせて条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
２６号	2

守谷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（水道技術管理者の資格） 第５条　水道技術管理者が有すべき資格は，次のとおりとする。 （１）から（５）まで（略） （６）国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	（水道技術管理者の資格） 第５条　水道技術管理者が有すべき資格は，次のとおりとする。 （１）から（５）まで（略） （６）厚生労働大臣　　の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

参考資料